拠点

拠点５　　大田区立こども発達センター（わかばの家）

１．　運営方針・目標

大田区立こども発達センターわかばの家は、心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児に対し、基本的な自立や社会性を育むことを目的とし、早期に発達に必要な支援を行う。法人のビジョンである『誰もが自己実現し得る共生社会の実現』を目指し、大田区の定める運営方針により「乳幼児への支援」「保護者との連携・支援」「関係機関との連携」「地域と触れ合う施設づくり」を行う。

その実践においては、大田区より運営の委託を受けている本法人が長年培ってきた対人援助の基本にある『受容的交流の考え』に立脚し、「子どもが家族をはじめとする周囲の人と安心・安定した人間関係を形成することと、その人間関係を通して子ども自身の自発性や主体性を育成・強化し、社会性を促していくこと」、「家族が安定し、子どもを理解し自信を持って子育てに当たることができるよう支援すること」、「地域の支援機関との連携・協力を積極的に図るとともに、乳幼児期の療育意義の啓発・普及、地域における支援の向上に寄与し、本人や家族の地域での暮らしを支えていくこと」、「地域での切れ目のない支援の実現に寄与していくこと」を目指す。

児童発達支援ガイドラインが子ども家庭庁から発表され、児童発達支援センターにおいては地域の中核的役割を担うという指針が明示されている。児童発達支援センターとしての役割を果たすべく取り組むべきこと、区立施設としての今後の在り方については、区との相談、検討を積極的にすすめていく。すでに区からは、既存の区の児童発達支援と併せて面的に児童発達支援センターの役割の整備をする、地域の支援力の底上げを目指した地域支援事業の強化策、保育所等訪問支援事業の開設などについての方向性が示唆されているため、より具体的な協議をすすめて、各事業の活動に反映させるように検討する。

一方、近年、私立幼稚園における預かり事業の充実や2歳児向けの定期的な預かり事業の実施、保育所でのインクルージョンの推進、また外国人区民の増加や多国籍化、インターナショナルスクールの増加をはじめとした、保護者の生活形態の多様化・複雑化など、乳幼児を取り巻く環境が急激に変化してきていることから、区民の実態に則した事業の見直しや整備が求められ始めている。

これらの状況を踏まえて、所内においては各事業の運営を担当している指導主任、主任、副主任という幅広いメンバーで構成された月1回の『中期計画策定プロジェクト』の中においてもわかばの家の今後の在り方についての検討をすすめ、実現に向けて実働していく。

以上の運営方針のもと、わかばの家（本館）、分館、西六郷分室、西蒲田分室の４館において分担して、次の事業を実施する。

事業区分	定　員　及び　実施想定人数
相談支援（発達相談、発達評価等）	・電話相談　、来所相談 ・初回アセスメント概ね600人（概ね月50件）
単独通所（児童発達支援センター）	定員36人
親子通所（児童発達支援事業）	定員30人
外来訓練（個別）	概ね**437**人【わかばの家**218**/分館**184**/西六郷OT**35**】
外来訓練（グループ）	概ね156人【わかばの家（心理）20・（親子Ｇ）16 /分館(心理)28・（親子Ｇ）16/ 西六郷（心理）28・(メダカ)12・（親子Ｇ）32】
親子サークル	概ね156人【わかばの家40人(2歳児20、1歳児20) /分館（2歳児40、1歳児20）/西六36人（2歳児36）】
子育てサロン事業	
アフターケア事業	概ね100人
地域支援事業	・訪問支援　50件　　・関係機関相談 ・子ども発達支援講演会3回（支援者向け2回、区民向け1回）
相談支援事業所（指定障害児相談支援、指定特定相談支援、基本相談）	概ね300人

事業実施において、次のことに重点的に取り組む。

１）相談支援体制の整備

(1)適正な来所相談数の実施

物理的に対応可能な相談数として、月に概ね50ケースを切れ目なく実施してきていることで、待機児数については安定している。引き続き、適正な来所相談数の中で、より質の高い発達相談、療育相談の対応を心掛ける。

今後の課題として、大田区が試行している５歳児検診（令和8年度より本格実施予定）からの相談などの件数の変動動向に対応していくことが予想される。

(2)幅広い相談内容への対応

療育については民間の児童発達支援事業所の拡充に伴い、支援の網が広がりつつある一方

で、アセスメント機能を持ち合わせている事業所や発達相談を実施する事業所は少なく、当所の来所相談で対応するケースが多くある。初回のアセスメントだけでなく、保護者への示唆助言、また地域資源の情報提供や整理など、主訴に合わせた柔軟な対応が求められる。既存の相談体制に加え、ニーズに合わせた相談対応枠が必要になるかなど、検証をすすめていきたい。

２）療育における支援力の向上

(1)上述した通り、民間の児童発達支援事業所が増えてきている中で、わかばの家の療育の特色のひとつとして親子療育が挙げられる。核家族化や多様化する家庭環境において、人間関係の基盤である愛着関係を育んでいくことの重要性はより深い意味合いを持ってきているものと考える。親子療育を通じてできる支援の大切さについて、まずは職員間での共通理解を深め、実際の支援に繋げられるよう、職員体制の整備や人材育成に取り組む。

３）保護者との連携、保護者支援

(1)子どもの理解・子育てへの支援

各事業とも、保護者が我が子への理解を深め、我が子にとっての適切な対応や環境の調整、進路の選択をしていけるよう、引き続き、必要な情報の提供や相談に努める。必要に応じて、発達や子育てについてや就学、福祉サービス等についての勉強会を実施する。

(2)父親対象の「子育てホッと講座」の実施

保護者自身の気づきやストレス軽減に焦点を当てた「子育てほっと講座」について、昨年まで母親を中心に行なってきたが、父親の親子グループ等への参加が増えていることから、今年度は母親対象の講座（2回）に加えて、試行的に父親対象の講座（1回）を実施する。

(3)関係機関との連携による支援

多様化した家庭、家族の状況において、困難な家庭環境にある子どもが非常に増えている。子育て環境を整えていくためには、まず保護者自身の安心や安定した生活を保障し支えるためのケースワークや要保護児童対策が不可欠となる。虐待の予防的な視点をもって、迅速に必要な関係機関と連携し、役割分担に基づいた支援体制をとっていく。相談支援事業所においても、増えつつある家庭支援が必要なケースについて、重点的に計画相談を実施し、地域の中で家庭と児が安心・安全に過ごす為の多機関連携による支援チーム構築に尽力する。そのために、関係機関との連絡会や重層的支援会議体制、個別協議などを積極的に活用する。

また近年、外国語圏の方で療育を必要とする方が増え、通訳の派遣の依頼が必要だったり、文化の違いもあり共通理解を図ることがより難しいご家庭が増えている。今後も大田区より配備されている通訳タブレットや、通訳の派遣などの手段を用いながら、できる限り必要な情報のやり取りを保護者の方とできるように努めていく。

４）就学後の支援への引継ぎ

就学後の環境になるべくスムーズに移行できるよう、引続き以下のことを行う。

・就学予定児に対して、保護者同意のもと、就学支援シートを作成する。

・区内での切れ目のない支援に向けて、同じ所管の「大田区立障がい者総合サポートセンター」との連携会議を行い、特に通常級に就学する児の就学後の相談先として必要な案内と引継ぎを行う。また単独通所の卒園児については、就学先の学校（主に特別支援学校及び特別支援学級）との間で個別に引継ぎを行う。

特に必要なケースについては、事前に保護者を踏まえた引継ぎの場を設けるなど、より個別性に合わせた引継ぎを実施していく。

５）地域支援事業の強化

地域の支援の質の底上げを図るべく、引き続き以下を実施する。

・「こども発達支援講演会」として、地域の子どもの発達に関わる「支援者向けの講演会」２回と、啓発のための「区民向けの講演会」１回を開催する。開催の仕方については、集合型とオンライン型のハイブリット開催に向け、会場の確保や配信方法などについて、区と協議していく。

・地域のインクルージョン推進を目的とし、「保育園・幼稚園への訪問支援」を実施する。必要に応じてフォローアップを目的とした2回目の訪問を実施するなど、柔軟性を持って対応する。

また、当所を利用している子どもの所属機関（保育園、幼稚園等）、関係者への機関相談や情報交換等による連携を深め、地域におけるコーディネート機能を定着させていく。

６）人材育成と研修の計画

安定した事業運営と理念の実現をめざす上で、人材の定着と育成は最重要課題として、次の取組みを行う。また「中期計画策定プロジェクト」と連動しながら、複数年をかけて業務の見直しや、手順の簡略化などを図るとともに、業務の見える化をすすめていく。

・法人のキャリアパス制度に基づき、職員の育成及びキャリア形成を目的とした個別育成計画を作成し、法人内外の研修に計画的に参加する。その際、育成者は本人と一緒に考える、支える姿勢を持ち、育成面談や日常のコミュニケーションを通して、各職員が安定して仕事を継続していくことや意欲向上のサポートに努める。

・引き続き、主に職員の育成を担う指導監督層の職員（主任）の育成力の向上を目指すとともに、上位者（管理者、指導主任）が育成者を支える重層的なフォロー体制をとる。また「中期計画策定プロジェクト」を、本年度も引き続き定期開催し（月 回）、法人経営層（理事長）、管理者、指導監督層の協働を通して相互のコミュニケーションを深めていく。

7） 業務の整理と労務環境の改善

・少しずつ業務の整理と改善が進んできているが、引き続き多数の書類の発行や、情報の管理、事務処理や運営の手順等について、誰でもがわかりやすいように、標準化，見える化をすすめていく。

・わかばの家は多岐に渡る業務内容のため、業務を改善してもまた新たな業務や区の機関とのやり取りが生まれ、なかなか業務の改善につながりにくい現状である。できる部分で、引き続き多数の書類の発行や、情報の管理、事務処理や運営の手順等について、さらに誰でもがわかりやすいように、標準化，見える化をすすめていく必要がある。事務処理の中でも多くの時間と労力を割いている書類発行について、次年度は書類発行における郵送料を無料化することや、関係機関へは保護者経由で提出してもらうなど、業務整理をすすめていく。

・個人情報を含めての内部での情報の確認、共有については、可能な範囲でペーパーレス化をすすめていく。

・安全性が高く、汎用性に富んだ新アプリの活用を通し、労務環境の改善につなげる。

8） 各種運営体制の整備と実効性のある訓練の実施

（1）災害対策委員会

・引続き、災害や感染症への対応を含めた事業継続計画(ＢＣＰ)の研修・訓練を行い有事に備える。マニュアルなどの再検討を行い、対応を検証する。

・引き続き、消防計画に基づき、災害対策への職員の意識向上と的確な行動が可能となるよう実効性のある訓練を行う。（月に１回）

・災害発生時の「福祉避難所」の開設については、区の意向に基づいて対応する。

（2）虐待防止委員会・身体拘束の適正化委員会

・委員会を定期的に開催し、支援内容の検証や職員研修についての検討行い、職員に周知する。マニュアルなどの再検討を行い、対応を検証する。

・虐待防止研修と身体拘束の適正化の研修の実施。虐待セルフチェックの実施。

（3）事故防止委員会

・事故事例やヒヤリハット事例についての検討を行い、対応を検討し職員に周知する。

・個人情報保護について検討を行い、職員に周知する。

（4）感染症まん延防止委員会

・衛生委員会と連動し、感染症まん延防止の訓練・研修、事業継続計画(ＢＣＰ)の研修・訓練を行い有事に備える。マニュアルなどの再検討を行い、対応を検証する。

（5）衛生委員会

・産業医、衛生管理者、衛生管理責任者、看護師、各部署の代表により構成し、労働環境の検討や提言を行う。（月に１回）

９）大田区との関係

・引き続き、委託事業者として求められる遵守事項を遂行するとともに、所管とのやり取りを綿密に行い、やるべきことの仕分けを明確にしながら運営にあたる。

・国の障害児施策の動向と合わせて、中長期的な視点での今後の方向性とわかばの家の役割の検討について、区とのやり取りを計画的に行なう。

・大田区地域自立支援協議会、児童発達支援ネットワーク会議、相談支援連絡会、要保護児童対策協議会、大田区障害福祉施設長会議等、積極的に参加し、大田区内の関係機関、事業所と連携をすすめていく。各協議会・会議とも参加している。協議会、ネットワーク会議、相談支援連絡会は運営委員として参画している。今後、児童発達支援センターの中核的役割を果たすうえで重要な関係になると考えるため、戦略的に力を入れて活用するように努める。

・指定特定相談支援事業所についても、特に要支援家庭について計画相談利用のニーズは高いが、供給が追い付いていない状況がある。わかばの家や障がい者サポートセンターの公的機関の相談支援事業所だけではなく、地域の会議体や行政と連携して地域の中で計画相談事業を広げていくことを目指した活動をする。

・「ファミリーサポートおおた」の提供会員養成講座（年４回）、「相談支援従事者研修」等、大田区が実施、関与する地域での人材育成に積極的に協力する。

１０）　法人の執行本部の下、経営会議、園長会、情報連絡会の他、各種係・委員会活動・専門職会・交換研修等を通じて、他拠点・事業所との情報の共有、事業の協力、連携を積極的にすすめていく。

２．月間・年間予定

※年間行事等実施計画を添付

３．職員体制

※組織図を添付

４．職員研修

１）事業所内研修の実施

（１）各委員会を定期的に開催して、研修を計画的に実施する。

・職員の健康・衛生に関する研修の実施（衛生委員会を中心として）→心身の健康・衛生に関する正しい知識を持ちセルフケア能力を養う。

・救急救命講習、感染症まん延防止の訓練・研修、てんかん発作への対応等の実地研修の実施。

・虐待防止委員会の定期的な開催と、虐待防止研修と身体拘束の適正化の研修の実施。

・事故防止委員会の定期的な開催と職員の周知に努めるための個人情報保護、事故防止等に関する研修の実施。

（2）日常的なスーパービジョン体制の整備、OJTの強化をする。

・指導監督層（主任）に対する、運営、職員育成に関わる研修。

・新人職員に対して、メンターを配置し、必要に応じて日常的な配慮、サポートを行う。

・嘱託医師や非常勤専門職による勉強会の実施　→他職種による円滑な連携が可能となるよう、必要な知識や情報の共有を図る。

2）法人研修への参加

・全体職員研修、新人職員研修への参加

・法人事業所間の交流研修（法人他事業所の行事等への参加）

・他事業所主催の研修会・講演会への参加

・その他法人の実施する研修への参加

3）外部研修への参加

・個別の研修計画に基づき、必要な外部研修に積極的に参加する。

・区内関係機関の主催する各種研修会・講演会への参加。

・業務に必要な資格の取得の研修は、積極的に推奨する。

・研修係を置き、外部研修の職員への案内と、研修受講状況を把握する。

5．そ の 他（建物改修、設備・備品等購入等）

・建物の経年老朽化に伴い、環境・設備等の不具合や破損が生じやすい。引き続き日常の点検・整備に注意し、区への連絡・報告を密にしながら修理を依頼し、安全保持・衛生保持に努める。

・厨房の床面のすべり止め工事、玄関部分のタイルの敷直し及び漏水の検査などの工事が計画されている。工期の調整、事業運営の調整等、区や事業者と連絡・調整を密にしながら、なるべく利用者への負担が最小限になるようすすめていく。

別　紙(事業計画書関係)

わかばの家　年　間　行　事　等　実　施　計　画

項目 月日	行事 単独通所・親子通所		【外】…外来訓練事業 【ア】…アフターケア事業 【地】…地域支援事業		職員研修・職員会議等 【法】…法人主催研修		研　修・訓　練		健康管理・衛生管理 ＊…単独通所・親子通所定期健診		その　他 【法】…法人行事等	
	日	内　　容	日	内　　容	日	内　　容	日	内　　容	日	内　　容	日	内　　容
４月	４・５ 9 ８・12	【親】契約会・ オリエンテーション 【単】入園式 【親】新年度利用開始			１ **8** **24**	年度当初全体職員会議 中期計画策定PJ（月1） 全体職員会議(毎月1) 各事業職員会議 内部研修・外部研修随時 各委員会の開催		防災訓練（月１回） 各委員会の研修・訓練	 **24**	職員細菌検査（年2回/厨房、単独通所職員月1回） 衛生委員会（毎月１）	１ **14** **15** **16** **17** 18	【法】辞令交付式 就学相談説明会 （教育センター） 区との定例会
５月					**7** **13** **22**	運営会（WEB） 中期計画策定PJ 全体職員会議 各事業職員会議		防災訓練	20 **22**	＊内科健診（年5回） 衛生委員会 職員定期健診（～10月）	**16**	区との定例会

６月				【ア】グループ(年６回～9回)	**4** **10** **26**	運営会（WEB） 中期計画策定PJ 全体職員会議 各事業職員会議 【法】新人職員フォローアップ研修		防災訓練	15 **26**	＊眼科健診（年2回 衛生委員会	**20**	区との定例会
７月		七夕行事 【単】バスハイク		【ア】グループ	**2** **8** **24**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会議 各事業職員会議 各委員会の開催		防災訓練	18 23 **24**	＊耳鼻科健診 ＊ 内科健診 衛生委員会	**18**	区との定例会
８月	13～16 26 ～ 30	自主通所期間 自主通所期間		【ア】グループ	**6** **12** **28**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会議 各事業職員会議		防災訓練 救急蘇生法実施訓練 各委員会の研修・訓練	**28**	衛生委員会	**15**	区との定例会
９月		【単】給食試食会		【ア】グループ 【外】保護者支援講座	**3** **9**	運営会（WEB） 中期計画策定PJ		防災訓練	9 **25**	歯科健診（年１回） 衛生委員会	**19**	区との定例会

					25	全体職員会議 各事業職員会議			30	＊内科健診		
10月	19 20 27	【単】みんなで遊ぼう会 【親】日曜参観（いちご） 【親】日曜参観（ばなな）		運営委員会（区 法人、利用者代表）	**1** **14** **23**	運営会（WEB） 中期計画策定PJ 全体職員会議 各事業職員会議		防災訓練 （引きつぎ訓練）	18 **23**	＊眼科健診 衛生委員会	**17**	区との定例会
11月	10	こどもまつり 【単】 （→11 振休、 １２ ばなな振休）	**9**	こどもまつり 【外】保護者支援講座 【ア】グループ	**5** **11** **27**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会議 各事業職員会議 各委員会の開催		防災訓練	**27**	衛生委員会	**21**	区との定例会
12月	6 14 23・24 25 25 27	【単】ビデオ参観 【親】クリスマス会 【単】クリスマス会 【親】年末通所終了 【単】年末 通所終了 自主通所 冬季休暇		【ア】 グループ 【地】講演会（支援者）	**3** **9** **25**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会議 各事業職員会議		防災訓練 各委員会の研修・訓練	10 19 **25**	＊内科健診 ＊耳鼻科健診 衛生委員会	**19**	区との定例会

	29～											
１月	～３ 6 18	冬季休暇 新年 通所開始 【単】ビデオ参観		【地】講演会（支援者） 【ア】グループ	**7** **13** **22**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会 各事業職員会議		防災訓練	**22**	衛生委員会	**16**	区との定例会 【法】嬉泉バザー
２月	3	節分行事		【地】講演会（区民） 【ア】　グループ	**4** **10** **26**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 全体職員会議 【法】全体職員研修 各事業職員会議 各委員会の開催		防災訓練	**26**	衛生委員会	**20**	区との定例会
３月	3 21,24 24 25 26～	ひな祭り行事 【親】終了日 【単】終了日 【単】卒園式 自主通所 【単】契約会・			**4** **10** **26** **30**	運営会（WEB） 中期計画策定ＰＪ 【法】新人研修 全体職員会議 新人オリエンテーショ 各事業職員会議		防災訓練 各委員会の研修・訓練	10 **26**	＊内科健診 衛生委員会		区との定例会

		オリエンテーション										
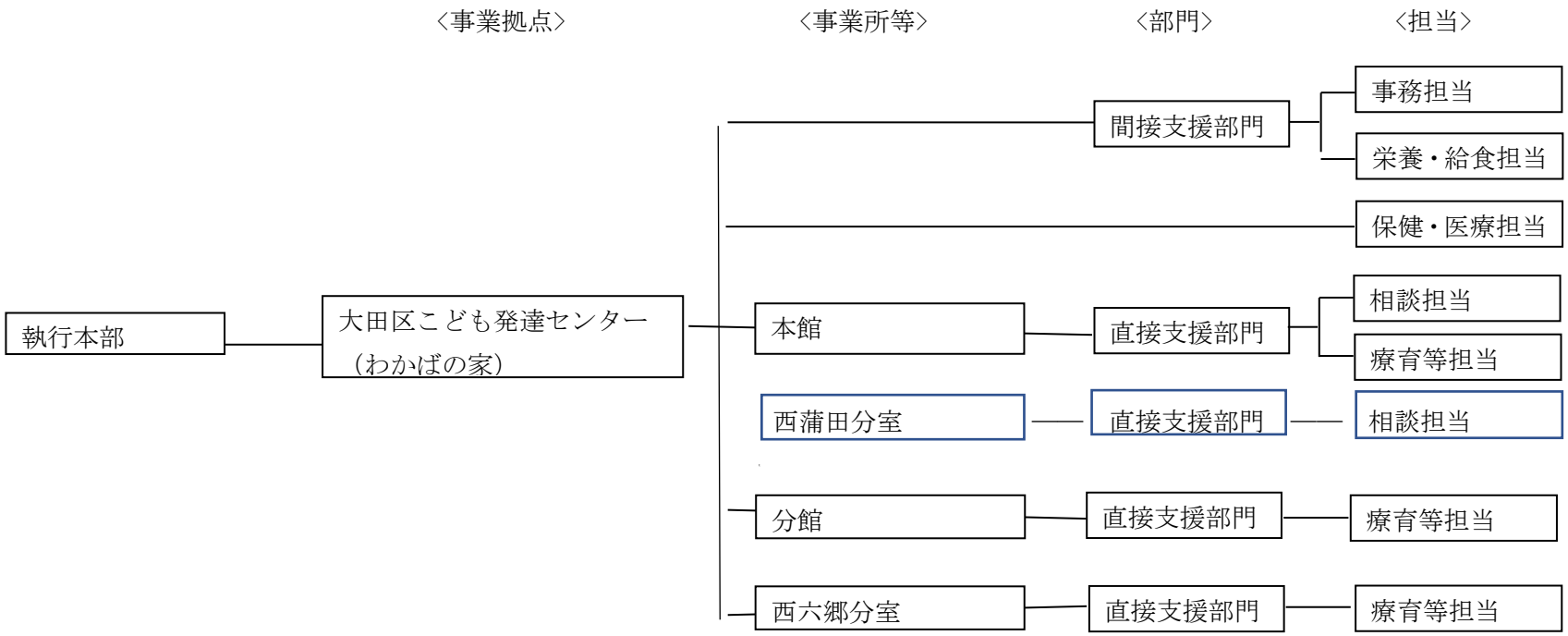
事業拠点組織図(大田区立こども発達センター（わかばの家）)